

## 開発委託基本契約書

X（以下「甲」という。）とY（以下「乙」という。）とは、甲の乙に対する委託業務に関し、ここに以下のとおり基本契約を締結する。

### 第1条（目的）

本契約は、甲が社内情報システムの設計・開発業務（以下「本業務」という。）を乙に委託するにあたり、甲・乙間にて合意した事項を明確にすることをその目的とする。

### 第2条（業務の範囲）

甲が乙に委託する業務（以下「本件業務」という。）は、以下の各業務の全部または一部から構成されるものとする。

#### （1） 企画支援業務

甲の情報システム構想およびシステム化計画等の立案に関し、甲が情報システム構想書、システム化企画書等（以下、「企画書等」という。）の作成を行うに際し、乙が甲の必要とする支援作業を行うこと。

#### （2） 基本設計業務

システム要件の分析と定義およびシステム方式設計、業務詳細設計、処理方式設計等に関する作業を行うこと。

#### （3） システム構築業務

上記基本設計に基づきシステム開発を行うこと。

#### （4） ソフトウェア作成業務

本契約に基づくシステム上で使用するソフトウェアの詳細設計、プログラミング、単体テスト、接続テスト、総合テスト等に関する作業を行うこと。

※業務の内容が多岐にわたる場合には、別紙のとおりと記載して、契約書の後ろに別紙を添付する方法を用いることとなります。業務の内容が網羅できる場合には、この条項に直接記載をしても構いません。

### 第3条（契約期間）

本基本契約の有効期間は、平成〇〇年〇〇月〇〇日から平成〇〇年〇〇月〇〇日までとし、甲乙いずれか一方より期間満了〇〇ヶ月前までに書面による解約の申し出のない限り、以後〇〇年ずつ自動的に更新するものとする。

※契約期間を定める場合には、始期及び終期、自動更新の有無についても記載をします。

### 第4条（個別契約の締結）

甲および乙は、本基本契約に基づき、各個別業務ごとに、個別契約を締結するものとする。

個別契約は、委託する具体的な業務（以下、「本件業務」という。）の内容、成果物の仕様、委託金額（または、単価、工数）、支払条件、作業期間（または、納期）、検収条件、責任者、資料等の提供、保障期間等の必要な事項

を記載するものとする。また、個別契約で本基本契約と異なる定めをした場合には、原則として個別契約が基本契約に優先するものとする。

※個別契約の条項をこの条項に直接記載をしても構いません。

#### 第5条（契約の履行）

甲および乙は、本件業務遂行にあたって相互に基本契約および個別契約に従い誠意をもって協力実施していくものとする。

#### 第6条（完全合意）

本基本契約は、締結日現在における甲、乙両者の合意を規定したものであり、本基本契約以前に甲、乙間でなされた協議内容、合意事項あるいは一方当事者から相手方に提供された各資料、申し入れ等と本基本契約の内容とが相違する場合は、原則として本基本契約が優先するものとする。

#### 第7条（権利義務の譲渡）

甲乙双方とも、本基本契約によって生ずる権利または業務を第三者に譲渡または継承させてはならない。ただし相手方の書面による事前の承諾を得た場合には、この限りではない。

※受託料の請求権を第三者に譲渡されてしまうと、見知らぬ第三者から請求を受けるなどして法律関係が複雑化する恐れがありますので当規定を設けておいても良いでしょう。

#### 第8条（業務責任者および統括責任者）

1. 甲は本件業務を委託するにあたり、業務責任者を選任し乙に連絡するものとする。業務責任者は甲を代表して乙と協議する等、本件の委託業務全体を管理するものとする。
2. 乙は本件業務を受託するにあたり、統括責任者を選任し甲に届け出るものとする。統括責任者は本件業務の作業要領と作業計画につき、乙を代表して甲と協議のうえ本件業務を遂行する権限を有し、かつ本件業務を担当する乙の技術者を統轄し指揮監督するものとする。

#### 第9条（進捗報告会）

1. 甲および乙は、本件業務が終了するまでの間、その進捗状況の報告、問題点の協議・解決その他本件業務が円滑に遂行できるよう必要な事項を協議するため定期的に進捗報告会を開催するものとする。なお、進捗報告会の開催の頻度については甲乙にて別途協議のうえ定めるものとする。
2. 進捗報告会には甲の業務責任者と乙の統括責任者、および甲乙双方の関係者が出席するものとする。
3. 甲および乙は、進捗報告会の議事内容、決定事項について議事録を作成し、

それぞれ一部保有する。

4. 甲および乙は、本件業務遂行に関し進捗報告会にて決定された事項について、これに従わなければならない。

※進捗状況を把握できるような規定を設けておくこともできます。

#### 第10条（委託料および支払方法）

1. 甲は、乙に対し、本件業務の対価として、個別契約で定めた委託料を個別契約で定めた方式で支払うものとする。
2. 本件業務の実施中に作業依頼内容の変更、または業務量の増大などにより契約締結時の諸条件が著しく変化した場合には、前項の対価を甲乙協議のうえ書面にて合意した場合には、これを改定することができる。

※基本契約である当契約書に明示することも可能です。

#### 第11条（事務所および機器の使用）

1. 甲は乙が本件業務遂行に必要な範囲で、事務所ならびに機器および什器・備品資材等（以下、機器等という。）を無償にて乙に使用させるものとする。乙が甲の事務所で作業を行う場合は、これに伴う光熱費は、甲が負担するものとする。
2. 乙は、事務所ならびに機器等の使用にあたっては、安全管理、公序良俗等に関する甲の諸規則を遵守するものとし、善良なる管理責任者の注意をもって使用するものとする。
3. 乙は、事務所ならびに機器等を本件業務遂行のためにのみ使用するものとし、本件業務終了後、また甲から使用中止および返却の要求があった場合には速やかに使用の中止および甲への返却を行わなければならない。

#### 第12条（検査）

1. 甲は、乙より成果物の納入がなされた日から個別契約にて定めた期間内に受入検査を行い、過誤その他瑕疵があった時は直ちに乙に通知し、乙は速やかに無償で成果物の修補を行う。
2. 過誤その他瑕疵の修補後再納品された成果物の検査についても前項と同様とする。
3. 本条第1項に定めた期間を過ぎてもなお甲から乙に通知されない時は、乙は当該成果物が甲の検査に合格したものと見なすことができる。
4. この検査の合格をもって、甲の検査は完了したものとする。

※検査を行う必要があるときは、この条項を設けておきます。また、不合格とされた場合の処置も定めておきましょう。

#### 第13条（瑕疵担保責任）＝（品質保証期間）

1. 乙は、成果物が所定の仕様どおり開発されており、所定の稼働環境で使用された場合良好に稼働することを保証する。
2. 本件業務の成果物について所定の仕様との不一致が発見された場合は、甲および乙は当該不一致の原因について協議を行うものとし、協議の結果当該不一致が乙の責に帰すべき場合は、第12条の検査合格の日から〇〇年間の瑕疵担保責任を負い、無償で成果物の修補を行う。
3. 納入後に甲が独自に成果物に対して機能追加・変更・訂正などを行なった場合の瑕疵については、乙はその責を免れるものとする。

※定めがなければ民法の規定となります。cf. 民法 § 566③、 § 570

#### 第14条（法律上の責任）

乙は本基本契約に基づく本件業務の完成について、事業主としての法律上のすべての責任を負うものとする。

#### 第15条（第三者委託）

1. 乙は、甲から受託した本件業務の一部または全部を、甲の書面による事前承認のもと第三者（以下「丙」という。）に再委託を依頼することができるものとする。ただし、再委託を行った場合でも、乙の本契約上の権利義務は従前通り存続する。
2. 乙は再委託先を選定する際、最大限の注意をもって丙の健全性、信頼性、技術力等を総合的に判断するものとし、丙が公序良俗に反する会社・団体もしくはその会社・団体と密接な関係にある会社・団体と認められる場合には、再委託先になり得ないものとする。

※受託者にだけ委託業務を行ってほしい時には「再委託の禁止」の規定を設けます。

#### 第16条（秘密保持）

乙は、本件業務を履行するにあたり、甲から開示された秘密情報ならびに本件業務に付随して知り得た秘密情報の取扱いについては、別途締結する秘密保持契約に従い、その秘密保持に万全を期すものとする。

※「秘密保持契約書」の作成にまでは至らず、単に注意を喚起する効果を得たい場合。

#### 第17条（損害賠償）

1. 甲は、乙の本件業務遂行上、乙または乙の従業員等の故意・過失により甲の業務運営に著しい支障をきたした場合、または甲の機器等を破損した場合、および正当な理由なくして本基本契約の履行を怠った場合には、損害賠償を請求できるものとし、その詳細は、別途甲乙協議し取り決めるものとする。
2. 甲乙双方とも、相手方の責に帰すべき事由により自らの情報が第三者に漏洩して生じた損害について、賠償を求めることができるものとし、その詳細は、別途、甲乙協議して取り決めるものとする。

※損害賠償の予定額を予め定めておくことも可能です。

#### 第18条（非常時の協力義務）

乙が本件業務遂行中に、火災等の非常事態が発生したときは、乙は甲に協力して乙の使用する機器、資料等の損害を最小限度に止めるよう努力しなければならない。

#### 第19条（不可抗力）

乙に不測の事態が発生し、本件業務の遂行が不可能になったときには、乙は直ちに甲に報告するとともに、適切な措置を講じ甲の業務に支障をきたさないよう努力しなければならない。

#### 第20条（従業員等の管理）

乙は本件業務を担当する従業員等に関し、使用者として法律に規定されたすべての義務を負う。また、乙は乙の技術者が本基本契約に定める事項を遵守するよう指導監督し、管理する業務を負うものとする。

#### 第21条（乙の作業場所）

乙の作業場所は、甲が指定し管理する事務所、あるいは乙の事業所であって、別途乙から甲に通知する場所に限定するものとする。

#### 第22条（規則の適用）

乙は、乙の技術者に対していかなる作業場所においても、乙の就業規則を適用するものとする。ただし、乙の技術者が甲の事務所内で作業を行う場合、必要があれば甲乙協議して別途これを定めるものとする。

#### 第23条（監査の権利）

1. 乙の作業場所が、乙の事務所の場合、甲は乙の作業状況、ならびに機密保持契約書に定めた機密情報の取扱状況を乙の統轄責任者より聴取、または報告を求めることができるものとする。
2. 甲が乙の管理状況の聴取、報告を求める場合、甲は乙に対して事前に実施時期を通知するものとする。乙は、甲より通知を受けた場合には、これに応じなければならない。

3. 聴取、報告の結果、乙の管理不備が認められた場合は、甲は乙の作業場所の立入検査を実施できるものとする。また、乙は速やかに必要な処置を講じなければならない。
4. 前3項にかかわらず、甲は、必要と認められる場合、乙の作業場所の立入検査を行うことができるものとし、その詳細は、事前に甲乙協議するものとする。本件立入検査の結果、乙の管理不備が認められた場合は、乙は速やかに必要な処置を講じなければならない。

#### 第24条（プログラム等の所有権）

本件業務の遂行の結果得られたプログラム、設計書および仕様書の所有権は、甲より乙に委託料金が完済されたときから甲に移転する。

※所有権の移転時期について明確にしておきます。

#### 第25条（知的財産権）

1. 本件業務に伴い発生した発明・考案等（以下、発明等）から生じた特許権（または、特許を受ける権利）・実用新案権（以下、特許権等）の帰属は、別段の定めのない限り以下の通りとする。
  - (1) 甲が単独で行った発明等から生じた特許権等については、甲単独に帰属するものとする。
  - (2) 乙が単独で行った発明等から生じた特許権等については、乙単独に帰属するものとする。
  - (3) 甲および乙が共同で行った発明等から生じた特許権等については、甲乙共有とする。甲または乙は、相手方以外の者に対して、当該特許権等にかかる発明の実施を許諾するときは、相手方の同意を得なければならない。
2. 乙が従前より保有する特許権等を成果物に適用した場合、および前項第2号により乙に帰属する特許権等が生じ、これが成果物に適用されている場合には、乙は甲に対し、当該特許権等について、甲が自ら成果物を使用するために必要な範囲で、無償で使用許諾するものとする。
3. 成果物に関する著作権の帰属については、個別契約に別段の定めのない限り、以下のとおりとする。
  - (1) 甲または乙が従前より有していたドキュメント、プログラムの著作権は、それぞれ甲または乙に帰属するものとする。ただし、乙は甲に対し、甲が成果物を使用するために必要な範囲で、著作権法に基づく利用を無償で許諾するものとする。
  - (2) 本件業務に伴い新たに発生したドキュメント、プログラムの著作権は、第24条（プログラム等の所有権）に定める所有権の移転をもって乙から甲に譲渡するものとする。
4. 乙は前項に基づき甲に著作権を譲渡し、あるいは甲に無償で著作権法に基づく利用が許諾された成果物に関し、著作者人格権をあらかじめ放棄するもの



とする。

5. 成果物に関し、第三者の特許権等あるいは著作権を侵害するものとして、当該第三者との間で紛争が生じた場合には、乙はその責任においてこれを処理解決するものとする。ただし、当該権利侵害が甲の責に帰すべき事由に基づき、乙の責に帰すべき事由に基づかない場合には、乙は紛争解決の責を免れるものとする。

※ソフトウェア開発の場合、著作権等の知的財産権が発生するため、取り決めをしておきます。

#### 第26条（保守・点検）

甲は、乙に対し、保守費用及び保守範囲につき協議の上、以下の各号に定める保守業務を行わせることができる。

- (1) 本件システムの運用又は使用に関する技術的サポート
- (2) 新機能の追加、その他本件システムの改良のための技術サポート。

#### 第27条（解約）

1. 甲乙いずれか一方が相手方に少なくとも〇〇ヶ月の予告期間を設けて書面で通告することにより本基本契約を解約することができる。
2. 一方の当事者に次の事由があった場合は、一方当事者が他方当事者に書面により催告したのち、〇〇日を経過しても是正されなかった場合には本基本契約および個別契約を解約することができる。
  - (1) 一方の当事者の故意または過失により他方の当事者に重大な損害を与えたとき。
  - (2) 一方の当事者が正当な理由なく契約の履行を怠ったとき。
  - (3) その他一方の当事者が本基本契約または個別契約の条項に違反したとき。
3. 第23条（監査の権利）に定める管理状況の聴取、報告、立入検査の結果、乙に管理不備が認められ、甲が乙に書面により改善を求めたのち、〇〇日を経過しても乙に改善が認められないと甲が判断する場合には、甲は本基本契約、個別契約を解約することができる。
4. 一方の当事者に次の事由があった場合は、本基本契約、個別契約を即時に解約することができる。

差押、仮差押、仮処分、公売処分、租税滞納処分、その他これに準ずる処分を受け、会社更生法手続の開始、破産もしくは競売の申し立てを受け、または自ら民事再生手続、会社更生手続の開始もしくは破産の申し立てをしたとき。

#### 第28条（存続条項）

本基本契約が終了したのちも、第16条（秘密保持）、第17条（損害賠償）、第25条（知的財産権）および本条は存続するものとする。

第29条（準拠法）

本基本契約および個別契約は日本法を準拠法とし、かつこれに従い解釈されるものとする。

第30条（管轄裁判所）

本基本契約または個別契約から生ずる甲乙間の争いについては〇〇地方裁判所を管轄裁判所とする。

第31条（規定のない事項の取扱い）

本基本契約もしくは個別契約に定めなき事項および解釈の疑義については、法令の規定ならびに一般慣行に従うほか甲乙誠意をもって協議解決をはかるものとする。

以上、本基本契約の成立を証するため、本書を2通作成し、甲と乙が署名または記名捺印のうえ、それぞれその1通を保有する。

平成 年 月 日

(甲)

(乙)

以上、本基本契約の成立を証するため、本書を2通作成し、甲と乙が署名または記名捺印のうえ、それぞれその1通を保有する。

平成 年 月 日

(甲)

(乙)